

統計報告調整法

1. 案内情報

手続名：航空輸送統計調査

手続根拠：統計報告調整法及び航空輸送統計調査要綱

手続対象者：航空法第100条に基づく許可を受けた航空運送事業者

航空法第123条に基づく許可を受けた航空機使用事業者

貨物運送取扱事業法第3条に基づく許可を受けた利用運送事業者

提出時期：毎月当該調査月分を翌月末まで

提出方法：調査票に記入し、総合政策局情報管理部交通調査統計課に提出してください

手数料：なし

添付書類・部数：該当調査票1部を提出してください。

申請書様式：航空輸送統計調査要綱に定める様式

航空機稼働時間等調査票（第1号様式）

国内定期航空運送事業輸送実績調査票（第2号様式）

国際航空運送事業輸送実績調査票（第3号様式）

航空利用運送調査票（第4号様式）

記入要領・記載例：調査票記入要領を御覧下さい。

ご不明な点がございましたら、総合政策局情報管理部交通調査統計課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先：総合政策局情報管理部交通調査統計課

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：上記提出先が相談窓口となっております。

3. 手続情報

審査基準：

標準処理時間：

不服申立方法：